○外務省告示第四百五十号

一　昭和四十七年四月十日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で作成された「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」の締約国につき、平成二十八年十月二十日現在で、次のとおり追加があった（平成二十年二月七日外務省告示第八十九号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
ベラルーシ共和国	昭和五十年三月二十六日	昭和五十年三月二十六日
イラク共和国	平成三年六月十九日	平成三年六月十九日
ガンビア共和国	平成九年五月七日	平成九年五月七日
モロッコ王国	平成十四年三月二十一日	平成十四年三月二十一日
マリ共和国	平成十四年十一月二十五日	平成十四年十一月二十五日
アラブ首長国連邦	平成二十年六月十九日	平成二十年六月十九日
ブルンジ共和国	平成二十三年十月十八日	平成二十三年十月十八日
ガイアナ共和国	平成二十五年三月二十六日	平成二十五年三月二十六日
マラウイ共和国	平成二十五年四月二日	平成二十五年四月二日
ミャンマー連邦共和国	平成二十六年十二月一日	平成二十六年十二月一日
コートジボワール共和国	平成二十八年三月二十三日	平成二十八年三月二十三日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
バーレーン王国	昭和六十三年十月二十八日	昭和六十三年十月二十八日
ジンバブエ共和国	平成二年十一月五日	平成二年十一月五日
アルメニア共和国	平成六年六月七日	平成六年六月七日
ジョージア	平成八年五月二十二日	平成八年五月二十二日
ラトビア共和国	平成九年二月六日	平成九年二月六日
リトアニア共和国	平成十年二月十日	平成十年二月十日
モナコ公国	平成十一年四月三十日	平成十一年四月三十日
アルジェリア民主人民共和国	平成十三年九月二十八日	平成十三年九月二十八日
バチカン市国	平成十四年一月七日	平成十四年一月七日
アンティグア・バーブーダ	平成十五年一月二十九日	平成十五年一月二十九日
パラオ共和国	平成十五年二月二十日	平成十五年二月二十日
東ティモール民主共和国	平成十五年五月五日	平成十五年五月五日
アゼルバイジャン共和国	平成十六年二月二十六日	平成十六年二月二十六日
キルギス共和国	平成十六年十月十五日	平成十六年十月十五日
モルドバ共和国	平成十七年一月二十八日	平成十七年一月二十八日
タジキスタン共和国	平成十七年六月二十七日	平成十七年六月二十七日
ガボン共和国	平成十九年八月十六日	平成十九年八月十六日
マダガスカル共和国	平成二十年三月七日	平成二十年三月七日
クック諸島	平成二十年十二月四日	平成二十年十二月四日
モザンビーク共和国	平成二十三年三月二十九日	平成二十三年三月二十九日
マーシャル諸島共和国	平成二十四年十一月十五日	平成二十四年十一月十五日
カメルーン共和国	平成二十五年一月十八日	平成二十五年一月十八日
ナウル共和国	平成二十五年三月五日	平成二十五年三月五日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十七年一月二十八日	平成二十七年一月二十八日
アンドラ公国	平成二十七年三月二日	平成二十七年三月二日
アンゴラ共和国	平成二十八年七月二十六日	平成二十八年七月二十六日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日にグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府に通告した。

セントルシア　昭和六十一年十一月二十六日
セントビンセント及びグレナディーン諸島　平成十一年五月十三日
ドミニカ国　平成二十八年八月一日
バヌアツ共和国　平成二十八年九月六日

三　ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は、前記の条約を承継する旨を、平成六年八月十五日にアメリカ合衆国政府に通告した。

四　セルビア共和国政府及びモンテネグロ政府は、前記の条約を承継する旨を、それぞれ、平成四年四月二十七日及び平成十八年六月三日にロシア連邦政府に通告した。

平成二十八年十一月二十二日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百五十一号

平成二十八年十一月十日にサントメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億四千万円
3　署名者
日　本　側　佐藤正明在サントメ・プリンシペ大使
サントメ・プリンシペ側　ユルビノ・ホセ・ゴンサルヴェス・ボテーリョ外務・共同体大臣

平成二十八年十一月二十二日　外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第百七十三号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十一条の規定により、代表者を変更する旨の届出があったので、同令第八条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日　文部科学大臣　松野　博一